

面倒で時間のかかる納税手続きもキャッシュレス納付にすればパソコンで納税手続きが完了し負担の軽減が図れます。一度ご検討ください。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和6年7月1日
代表社員 石田 洋祐

国税庁は、従来の銀行や税務署へ納付書を持って納付する「窓口納付」から、振替納税、インターネットバンキング、ダイレクト納付などの「キャッシュレス納付」への移行推進を目指しており、令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目標としています。

この目標達成のため、令和6年5月以降送付分から、納付書の事前送付を行わないお知らせが、5月19日、国税庁サイトに掲載されました。

●納付書の事前送付の取りやめ対象となる法人・個人は？

全ての納税者に事前送付が行われないわけではありませんが、すでに「ダイレクト納付やインターネットバンキングなどのキャッシュレス納付を行なっている方」や、税理士事務所を通して「e-Taxにより申告書を提出している法人」、つまり弊社のお客様も事前送付の取りやめ対象とされています。これまで納付書で納税を行っていたにもかかわらず納付書は送付されてこないことになってしまい、このまま納付書納付をする上では不便になってしまいます。

●地方税も手続きして窓口納付やめませんか

ただ、銀行へ出向き納付書で納付するのは時間もかかりますし、この際キャッシュレス納付にしてしまった方が事務的には利便性が高いと思います。「ダイレクト納付」「インターネットバンキング」は全税目に対応していますし、法人県民税、法人市民税などの地方税もキャッシュレス納付の手続きをして、全てパソコン上で納税手続きができるようにすれば、銀行に出向かずに納税が完了します。

国税のダイレクト納付の手続きには届出書を提出して1ヶ月ほどで利用可能となります。弊社担当者にお申し出いただければ手続きの説明動画のURLなどもご紹介させていただきます。納付方法徹底比較表（国税版・地方税版）を同封させていただきますので、ぜひご検討下さい。